

## ■申告が必要な方

### 所得税の確定申告が必要な方

- ▷事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計額から所得控除の合計額を引いて計算した税額が、税額控除の金額より大きい方
- ▷1カ所から給与を受け、その他の所得の合計額が20万円を超える方
- ▷2カ所以上から給与を受け、年末調整されなかった分の給与収入と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- ▷給与収入が2,000万円を超える方
- ▷医療費控除など各種控除を申告する方
- ▷所得税の還付を受けようとする方
- ▷公的年金等の収入金額が400万円以上ある方、または400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方

詳しくは多治見税務署へ問い合わせください。

### 市・県民税の申告が必要な方

- 平成29年1月1日現在市内在住で、下記に該当しない方
- ▷平成28年分の所得税を確定申告する方
- ▷前年中の所得が給与のみ、または公的年金のみの方（ただし、所得が給与のみでも、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方や医療費控除などの各種控除を受ける方は、申告が必要な場合があります）

## ■申告に必要なもの

申告に必要な書類がそろっていない場合は受け付けできませんので、確認の上お出掛けください。

必要書類の控えが必要な方は事前にコピーをお取りください。

区分	対象	必要なもの
収入関係	事業所得、不動産所得、農業所得のある方	収支内訳書…作成済みのもの
	給与、年金のある方	源泉徴収票…複数ある場合は全てお持ちください。※1
	報酬、上場株式などに係る配当所得のある方	支払調書、支払通知書(支払額、源泉額がわかるもの)
控除関係	下記の保険料などを支払っている方 ・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(支払済証明書を1月下旬ごろ送付する予定です) ・国民年金保険料、国民年金基金掛金	社会保険料の支払証明書
	生命保険料を支払っている方	生命保険料の支払証明書
	地震保険料を支払っている方	地震保険料の支払証明書
	障害者控除を受ける方	障害者手帳・療育手帳または障害者控除対象者認定書など※2
	医療費控除を受ける方	平成28年中の医療費や介護保険施設利用料などの領収書、保険金などの補てん金額がある人は補てん金額のわかるもの、医療費の明細書
	住宅借入金等特別控除を受ける方(2年目以降)(1年目の受付は税務署のみ)	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
	寄付金控除を受ける方	寄付した団体などから交付を受けた領収書など
その他	市役所・税務署から申告書が届いた方	申告書※3
	所得税の還付のある方	預・貯金通帳など口座番号の分かるもの(本人名義のもの)
	扶養控除を適用される方	扶養する方のマイナンバーがわかるもの
	申告をする全ての方	朱肉を使う印鑑 申告する方のマイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類(の写し)※4

※1 老齢年金を受けている方で、2月になっても日本年金機構から源泉徴収票が届かないときは、「ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせください。

公的年金・給与の源泉徴収票の再発行はそれぞれの発行元(年金事務所、勤務先など)に申し出てください。

※2 平成28年12月31日現在、要介護認定を受けている方について、高齢介護課で発行します。

※3 申告書は、税務課、各支所などでも配布しています。

※4 市の会場で申告する方は、マイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類の写しをお持ちください。

# 平成28年分 市・県民税の申告と所得税の確定申告の受付は 平成29年2月16日(木)から3月15日(水)まで

☎ 税務課市民税係 (内線171・172)

所得の申告は、市・県民税の課税に使用するだけでなく、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料などの算定や所得証明書の交付にも必要となります。



## 多治見税務署での申告

受付日時 2月16日(木)～3月15日(水)

午前9時～午後5時(土・日曜日を除く) ※入場は午後4時まで

※所得税の還付申告に限り2月15日(水)以前でも受け付けています。

※税務署駐車場は大変混雑しますので、駅北立体駐車場(申告期間中は90分間無料)をご利用ください。

## 市内での申告

受付時間 午前9時～午後4時 ※午前中は混雑が予想されます。時間にゆとりをもってお出掛けください。  
また、混雑の状況により早めに受付を終了する場合があります

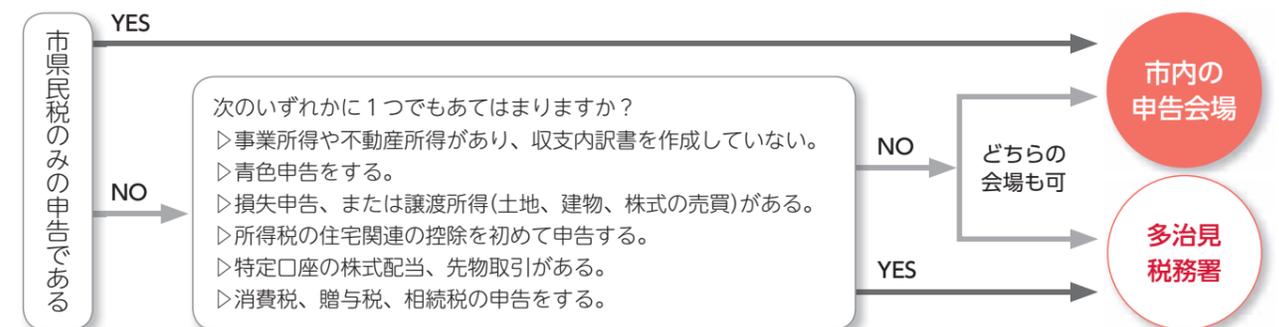
◎は混雑予測日

期日	2月										3月												
	◎8(水)	◎9(木)	◎10(金)	◎16(木)	◎17(金)	◎20(月)	◎21(火)	◎22(水)	◎23(木)	◎24(金)	◎27(月)	◎28(火)	◎1(水)	◎2(木)	◎3(金)	◎6(月)	◎7(火)	◎8(水)	◎9(木)	◎10(金)	◎13(月)	◎14(火)	◎15(水)
場所	文化プラザ ルナホール			文化プラザ ルナホール							駄知公民館 2階		ウエルフェア 土岐 3階		鶴里公民館	曾木公民館	文化プラザ ルナホール						

**2月8日(水)～10日(金)は下記に該当する方のみ申告ができます。**  
**※2月16日(木)以降も申告できますので、お近くの会場をご利用ください。**  
 ▷公的年金のみ受給している方  
 ▷医療費控除や年末調整で控除漏れのあった方、中途退職した方などの還付申告をする方

※申告期間中は市役所税務課窓口での申告の受け付けはできません。

## 申告できる会場



完成済み所得税申告書の提出は、上記のフローチャートにかかわらず市の申告会場または税務課窓口へ。郵送での提出は下記の宛て先へお願いします。

郵送先 所得税の申告書 〒507-8706 多治見市白山町1丁目29番地の1 多治見税務署  
市県民税申告書 〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101番地 市役所税務課市民税係